

## 第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第39条・第40条）

### 第39条（表彰）

（表彰）

第39条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

#### 【解説等】

この条は、表彰について定めたものです。

表彰制度を設けた理由は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関して顕著な功績があった者を表彰することにより、その取組を後押しし、各方面からの積極的な取組を促すことを意図しているためです。

表彰制度は、長崎県福祉のまちづくり条例等（39-1・2）、現在の県の施策でも行われています。

このような表彰制度は、企業の付加価値を高めるものであり、社会的信用度の向上等の効果が見込まれるものです。

39-1 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（表彰）

第26条 知事は、福祉のまちづくりに関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

39-2 長崎県子育て条例（平成20年長崎県条例第45号）〔抄〕

（広報と啓発）

第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

## 第40条（県民の理解と関心の増進）

（県民の理解と関心の増進）

第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

### 【解説等】

この条は、県民の理解と関心の増進について定めたものです。

障害の有無にかかわらず共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を作り上げていくためには、相談体制又は助言・あっせんの手続を整備するという対症療法的な取組だけではなく、障害のある人に対する誤解・偏見をなくすための取組が不可欠であることから、それらの取組について必要な施策を講ずることを定めています。

障害に対する理解には、5つの段階があると言われています。

Without Them（私は彼らとは関係ない。）

障害に全く理解のない段階では、障害のある人を「Them（彼ら）」という遠い存在として、自分とは全く関係ない別の世界の存在と考えてしまいがちであると言われています。

For Them（彼らのために、してやろう。）

障害について少し理解してくると、障害のある人を援助してやろうと考えるものの、障害のある人よりも自分の方が上の立場にあると捉えたままであると言われています。

To Them（彼らの役に立ちたい。）

さらに障害について理解してくると、障害のある人を対等な立場で援助したいと考えられています。

With You（あなたとともに、活動しよう。）

障害のある人を「You（あなた）」という近しい存在と捉え、ともに活動していこうと考えている段階

We（私たち）

自分と障害のある人を区別せずに「We（私たち）」と捉え、共生する段階

障害に対する理解が進むにつれて、 から へと段階的に気持ちの持ちようが変わっていきとされており、県民の理解と関心の増進のための施策を実施することで、これを後押しし、共生社会の実現に向けた意識の醸成を図っていくこととなります。

「交流の機会の提供」とは、特別支援学校と地域の学校との交流会など、障害のある人と障害のない人とが共に学び、共に活動する機会をつくることです。

具体的な例としては、長崎県障害者芸術祭（ 40-1 ）を支援することです。

40-1 長崎県障害者芸術祭とは

長崎県障害者社会参加推進センターの主催で毎年開催されているもの。

障害のある人の文化・芸術活動の振興及び積極的な社会参加の促進と、障害のある人と障害のない人の交流を通じて「ひとつのもの」を作り上げることにより、障害のある人に対する県民の理解を広げることを目的としている。

障害者差別解消法においても、障害を理由とする差別の解消のための啓発活動が規定されています（ 40-2 ）。

40-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。